

令和7年4月1日  
学長裁定

国立大学法人東京海洋大学（以下「法人」という。）では、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づき、個人情報及び特定個人情報に係る管理体制及び取扱規則等を整備し、職員等に遵守させる等の措置を講じ、適正に個人情報及び特定個人情報を取り扱う。

1. 事業者の名称

国立大学法人東京海洋大学

2. 個人情報及び特定個人情報の保護指針

個人情報及び特定個人情報を取扱う全ての事務において、次のとおり個人情報及び特定個人情報を適正に取り扱う。

(1) 法令遵守

個人情報及び特定個人情報の適正な取扱いに関する法、番号法、その他個人情報保護法等関連法令等を遵守する。

(2) 安全管理措置

個人情報及び特定個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講じる。

(3) 適正な収集・保管・利用・廃棄、目的外利用の禁止

個人情報及び特定個人情報は、予め本人に通知した利用目的の達成に必要な範囲内で適正に利用、収集・保管及び提供するとともに、不要となった個人情報及び特定個人情報は速やかに廃棄する。

特に、特定個人情報においては、番号法に定められた事務の範囲で取り扱うものとし、目的外利用を防止するための措置を講じる。

(4) 委託・再委託

個人情報及び特定個人情報を取扱う事務の全部または一部を委託する場合、委託先（再委託先を含む。）において、本法人が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、必要かつ適切な監督を行う。

(5) 継続的改善

個人情報及び特定個人情報の保護に関する規則等及び安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努める。

3. 個人情報の開示・訂正及び利用停止について

本法人は、保有個人情報について開示、訂正及び利用停止の請求があった場合は、法令、学内規則等の定めるところにより、適切に対応する。

4. 問い合わせ先

個人情報及び特定個人情報等の取扱いに関する質問、苦情、開示請求等については、次の窓口において受け付ける。